



一般財団法人 千葉県社会保険協会

# 月刊 社保ちば



## 目次

### ● 日本年金機構からのお知らせ ●

- 「職域型年金委員」について ..... 2-3

### ● 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ ●

- 協会けんぽと一緒に健康づくりを始めませんか? ..... 4
- ジェネリック医薬品軽減額通知をお送りします ..... 4
- 第三者行為による健康保険の届出について ..... 5
- 「療養費(立替払)」制度をご存じですか? ..... 5

### ● 千葉県社会保険協会からのお知らせ ●

- 梨・ぶどう狩り補助券の配付のご案内 ..... 6
- 事業所対抗ボウリング大会開催のご案内 ..... 7
- 新規契約保養所のご案内 ..... 8-9

#### 補助券(割引券)ご利用に際してのお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各施設で様々な対策がとられています。感染状況により、対策が変更されることなどがありますので、ご予約やお出かけの前に、必ずご利用される施設のホームページ等にて最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➡ <https://shaho-chiba.jp>



スマホ対応してます

## 日本年金機構からのお知らせ

## ● 日本年金機構からのお知らせ ●

## 「職域型年金委員」ってなんですか？

主にお勤めの会社（厚生年金保険の適用事業所）内で活動する年金委員です。お勤め先で一定期間、年金に関する事務を経験され、年金制度についての知識をお持ちの方について、事業主が管轄の年金事務所に推薦書を提出し、厚生労働大臣が委嘱することとされています。

概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職場（厚生年金保険の適用事業所）内において、年金制度の普及・啓発活動を行っていただくために設置</li> <li>● 厚生年金保険の適用事業所のうち 300人以上の被保険者がいる事業所 → 2名以上  300人未満の被保険者がいる事業所 → 1名以上</li> <li>● 全国で約119,400人に委嘱【令和4年3月時点】</li> </ul>
活動内容	新入職員に対する年金制度の概要の説明や職場における年金制度の周知、定年退職予定者に対する年金受給手続きの相談・助言等
推薦条件	推薦時点において、厚生年金保険に関する事務を担当している、または、過去に担当したことがある等、職場において一定期間の実務経験があり、年金制度について知識がある方
報酬	奉仕的な民間協力員として活動していただいています。活動に伴う旅費等については支給されますが、報酬はありません。
任期	なし

## 「職域型年金委員」になるには？

## 推薦条件

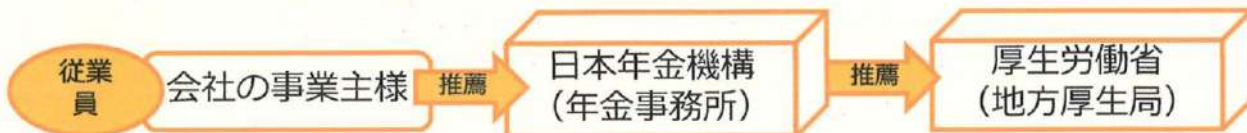
厚生年金保険の適用事業所の事業主が、「年金委員推薦書（職域型）」を管轄の年金事務所へ提出していただくこととなります。まずは、最寄りの年金事務所までご相談ください。

※年金委員の推薦にあたっては、原則として推薦時点において、現に厚生年金保険に関する事務の担当者であるか過去に担当していたことがあるなど、一定期間の経験があつて、年金制度について知識のある方とされています。

## 日本年金機構からのお知らせ

## 推薦方法

職域型の年金委員は、事業主が日本年金機構に推薦し、厚生労働大臣が委嘱することとされています。



## 年金委員への活動を支援します

日本年金機構では、厚生労働省が示した重点活動内容に基づき、年金委員に対して活動の支援を行っています。具体的には、活動の参考となる冊子や年金制度の改正に関するリーフレット等を提供しています。また、年金委員を対象にした研修会等も実施しています。

## 功績のある年金委員を表彰します

長年にわたり、政府管掌年金事業の推進および発展にご協力いただいている年金委員に対してその功績を讃え、感謝の意を表すため、年金委員表彰を実施しています。

職域型年金委員に関する詳しい説明は、日本年金機構ホームページの「年金委員通信」をご覧ください。管轄の年金事務所にお問い合わせください。

## 事業主の皆様へ

年金制度に関する仕組みや各種届出手続き方法など、従業員の方々が知りたい情報や知識を有する職員の方が職場内にいることは、とても心強いものです。

年金委員は、こうした期待に応えるため職場と年金事務所を結ぶパイプ役となります。

また、年金事務所では「年金委員」の方に研修会のご案内をするなどのサポートをしています。

趣旨をご理解いただき、まだ年金委員を設置されていない事業主の皆様におかれましては、是非、年金委員の推薦をお願いします。

また、「職域型」年金委員である従業員がお辞めになる際は、引き続き「地域型」年金委員へ移行していただけるようのご案内をお願いします。

詳しくは、最寄りの年金事務所までご相談ください。

## 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

## 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

事業主様へ ▶ ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。

協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

## 協会けんぽと一緒に健康づくりを始めませんか？

協会けんぽ千葉支部では、「健康な職場づくり宣言」をしていただくことで、事業所が主体となって従業員様の健康づくりを行う取組をサポートしています。大切な従業員の皆様が健康に働き続けられるよう、「健康な職場づくり宣言」に応募しましょう！

## 宣言の流れ

1. 取組内容を検討

2. 宣言書を千葉支部へ送付 (FAX可)

3. 取組スタート!

## 「健康な職場づくり宣言」後の特典(サポート)

## ① 無料出張セミナーの実施

- 健康づくりやメンタルヘルスについて、講師が出張しセミナーを行います
- 開催方法は「対面」「オンライン」から選択できますので、在宅勤務の場合でもご利用いただけます



## ② 無料歯科健診の実施

- 協会けんぽ千葉支部の被保険者の方であれば、年度内1回に限り、無料で歯科健診を受診できます【先着 1,000名】



## ③ 広報紙「健康Times」定期送付

- 健康づくりに役立つ情報等をお届けします

## ④ 事業所カルテ定期送付

- 自社の健診や医療費等の状況の把握にご活用ください

宣言書の印刷はこちら▼



特典内容の詳細はこちら▼



## 「健康な職場づくり宣言」から次のステップへ！

健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営®を実践している事業所等を顕彰するため、経済産業省では健康経営優良法人認定制度を設けています。

健康経営優良法人に認定されると、社会的な評価を受けることができ、事業所等のイメージアップにもつながります。

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

協会けんぽ千葉支部の「健康な職場づくり宣言」後は、ステップアップして「健康経営優良法人認定」を目指してみましょ！



健康経営優良法人 検索

## ジェネリック医薬品軽減額通知をお送りします

現在服薬中の方へジェネリック医薬品という選択肢があることを知っていただくことを目的としています。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

※現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。

## 送付時期

令和4年8月下旬(被保険者のご自宅宛て)

## 送付対象

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた際、お薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方



お問い合わせ先 企画総務グループ ☎043-382-8315

## 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

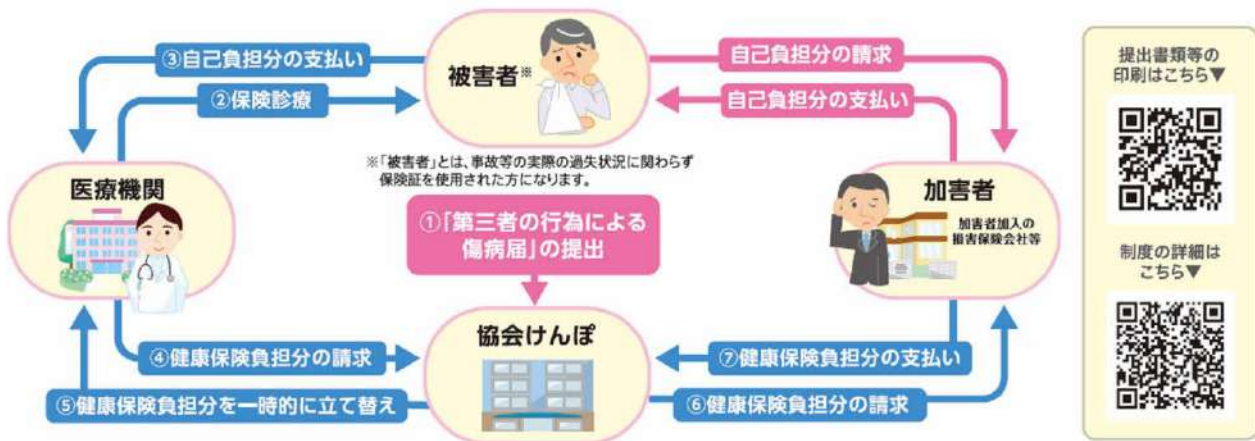
## 交通事故など相手方（第三者）の行為による負傷で健康保険を使用するときは届出が必要です（健康保険法施行規則第65条）

### 第三者行為とは？

交通事故や暴力など相手方（第三者）の加害行為により負傷した場合をいいます。

### 届出が必要な理由

第三者行為により負傷した場合の治療費は本来加害者（第三者）が負担するべきものです。工作中（業務災害）や、通勤途中（通勤災害）の事故が原因ではなく、やむを得ず保険証を使用しなければならない場合には、加害者が支払うべき医療費を協会けんぽが一時的に立て替え、後日、加害者に損害賠償請求するため、「第三者の行為による傷病届」が必要です。なお、工作中や通勤途中での負傷は労災保険に該当する可能性が高いため、保険証を使用する前に、労働基準監督署にご相談ください。



お問い合わせ先 レセプトグループ ☎043-382-8314

## 「療養費（立替払）」制度をご存じですか？

療養費（立替払）とは、「やむを得ない事情で保険証を提示できず、医療費の全額（10割負担）を支払った」等の場合に、後日協会けんぽに申請することで、健康保険が負担するべき分の払い戻しを受けることができる制度です。

### 申請方法

以下の3点を、診療を受けた日の翌日から2年以内に協会けんぽへご郵送ください。

- 「療養費支給申請書（立替払等）」
- 領収書（原本）
- 診療明細書（原本）

※申請書は医療機関を受診した方ごとに1部ずつ作成してください。

### 対象外となるケース

- 保険適用外の診療
- 未加入期間などの無資格受診の診療
- 業務災害や通勤災害、第三者によるケガ等

制度の詳細はこちら▶



お問い合わせ先 業務グループ ☎043-382-8311(代表)

## 千葉県社会保険協会からのお知らせ

被保険者等の健康保持増進事業



## 旬の味覚 梨・ぶどう狩り

補助券を配付します!

## 梨・ぶどう狩り(鎌ヶ谷地区 4 契約農園)

鎌ヶ谷市観光農業組合(鎌ヶ谷市役所内) ☎047-445-1141(代)内線 545  
(<http://www.kamagayasikankounouguyoukumiai.info/>)

- 小川園 鎌ヶ谷市くぬぎ山 4-4-3 ☎047-385-5071
- 初清園 松戸市串崎新田 215 ☎047-386-7012
- 初梅園 鎌ヶ谷市初富 88-2 ☎047-443-7273
- 石井テル園 鎌ヶ谷市鎌ヶ谷 7-8-69 ☎047-443-1854

●利用期間 令和4年8月20日(土)~9月30日(金)

●自己負担額 大人(6才以上) 500円  
小人(3才~5才) 200円

## ぶどう狩り(香取地区 2 契約農園)

▪ 菅谷ぶどう園 香取市岩部 1928-3 ☎0478-75-2683  
(<https://www.sugayabudouking.com/>)

▪ 平山ぶどう園 香取市高萩 359 ☎0478-75-3663  
(<https://hiryamabudouen.jimdofree.com/>)

●利用期間 菅谷ぶどう園: 令和4年8月15日(月)~9月30日(金)  
平山ぶどう園: 令和4年8月13日(土)~9月30日(金)

●自己負担額 大人(6才以上) 430円  
小人(2才~5才) 120円

■新型コロナウイルス感染予防と拡大防止策を実施し、開園いたします。

■期間中でも気象条件や農園の事情等により利用期間が変更になる場合や入園できない場合があります。

ご来園の際は、必ず農園に最新情報をご確認くださいませようお願いします。

●申込方法 下記の『補助券申込書』に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒(送付先明記・切手貼付※94円切手)を必ず同封し、下記申込先まで郵送にてお申込みください。※1地区、1事業所につき10枚まで

●参加資格 当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者

●申込先 〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13  
(一財)千葉県社会保険協会 梨ぶどう狩り補助券係 宛

●申込受付 令和4年7月25日(月)~  
※補助券がなくなり次第、配付を終了いたします。



※コピーしてお申込みください

## 梨・ぶどう狩り 補助券申込書

鎌ヶ谷 (梨・ぶどう狩り)	大人券	枚
	小人券	枚
	計	枚
香取 (ぶどう狩り)	大人券	枚
	小人券	枚
	計	枚

・鎌ヶ谷地区(梨・ぶどう狩り)

・香取地区(ぶどう狩り)

※希望の地区に○印をしてください

事業所記号

事業所番号

事業所名

所在地〒

T E L

## 千葉県社会保険協会からのお知らせ

## 第16回 事業所対抗ボウリング大会を開催いたします

- 日 時：令和4年10月15日(土) 午前10時より(集合時間 午前9時30分)
- 場 所：ベガアサヒボウリングセンター 千葉市中央区新宿2-1-5 電話043-242-2331
- 競技種目：事業所対抗の団体戦(個人戦も兼ねる)※1チーム3名による団体戦
- 参加資格：当協会会員事業所の健康保険被保険者。ただしプロライセンスを有する方は除きます。
- 競技方法：ヨーロピアン方式により、1人3ゲームのトータルピンにより順位を決定します。(個人戦も兼ねる)
- ハンディキャップ：※マイボール持参者は、ハンディーはありません。

(1ゲーム)

	男子	女子	マイボール持参者 (男女とも)
50歳未満	0	15ピン	0
50歳以上60歳未満	5ピン	20ピン	0
60歳以上70歳未満	10ピン	25ピン	0
70歳以上	15ピン	30ピン	0

- 表 彰：団体戦は上位5チーム 個人戦は上位10位まで表彰します。
- 定 員：30チーム(ただし、1事業所1チームとします)  
申し込みは、先着順とし、定員に達し次第締切となります。
- 参 加 料：1チーム(3名分)3,000円とし、大会当日に集金いたします。
- 申込方法：下記の申込書にご記入のうえ、FAX または郵送にてお申し込みください。
- 申込締切：令和4年9月5日(月)必着
- 主催(申込先)：(一財)千葉県社会保険協会 〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13  
Tel 043-233-3971 FAX 043-233-3973



## 第16回 事業所対抗ボウリング大会 参加申込書

※1チーム3名の氏名は、投球順にご記入ください。

健康保険被保険者証の 記号・番号	ふりがな 氏 名	性 別	生 年 月 日	年 齢 (開催当日の年齢)	マイボール
		男・女	年 月 日	歳 (HD ピン)	有・無
		男・女	年 月 日	歳 (HD ピン)	有・無
		男・女	年 月 日	歳 (HD ピン)	有・無

令和4年 月 日

事 業 所 名

事 業 所 所 在 地

電 話 番 号

申 込 責 任 者

※この申込書にご記入いただいた個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

千葉県社会保険協会からのお知らせ

# 館山「おさしみの宿たるべ」が 契約保養所<sup>※</sup>に加わりました! 《令和4年7月より》



※会員事業所の健康保険被保険者様及び被扶養者(小学生以上)が契約保養所をご利用の際、1人1泊につき1,000円の助成を行っております。(詳細は次頁)



## 青い海を眺めて入る露天風呂

「露天風呂」と「貸切露天風呂」からは、四季折々、刻々とその姿を変える美しい館山湾の絶景を眺めながらご入浴いただけます。

よく温まると評判の「たてやま温泉」を引き入れた湯は、神経痛、筋肉痛、関節痛、冷え性、疲労回復等に効能があります。ゆったりと温まり日頃の疲れをいやしてください。

## 東京湾の入口から三浦半島まで望めます

館山は東京湾の玄関口。青い海を滑るように船が行き交います。天気の良い日は三浦半島までくっきりと映えわたり絶景が広がります。



おさしみの宿たるべ

〒294-0302

館山塩見 225



お電話での予約はこちら

0479-29-1188 受付時間 9:00~21:00

<http://www.tarobe.net>



## 千葉県社会保険協会からのお知らせ



交通のご案内

## ■お車で

東京 — 京葉道路 — 富浦I.C. — R127 — 館山 — 10分 — たるべ  
 館山自動車道90分  
 川崎 — 東京湾アクアライン — 館山自動車道50分

## ■電車で

東京 — 内房線 — 館山 — JRバス — 20分(安房塩見下車) — たるべ

## 【おさしみの宿たるべ ご利用留意事項】

令和4年7月23日(土)~8月28日(日)の繁忙期につきましては、1部屋3名様または4名様以上のご利用(小学生以上)とさせていただきます。

※宿泊に関するお問い合わせにつきましては、たるべまでお願い致します。

## おさしみの宿たるべ(助成)ご利用方法

- ① ご利用者様において、「おさしみの宿たるべ」のご予約をお願いいたします。
- ② ご予約完了後、当協会あてに「契約保養所利用申込書」をご請求ください。
- ③ 「契約保養所利用申込書」の所要事項をご記入・押印のうえ、当協会にご返送ください。  
返信用ハガキ部分には63円切手を貼付してください。
- ④ 「契約保養所利用申込書」受付後、当協会より「契約保養所宿泊補助券」を送付いたしますので、ご利用日のチェックイン時に宿泊される契約保養所にお渡しください。
- ⑤ 精算時に、1人(小学生以上)1泊につき1,000円を割引(助成)いたします。

※インターネットからのご予約の場合は、施設の公式サイトからのご予約のみ助成対象です。

※事前決済の場合は助成対象外となります。

※ご利用の際は日程に余裕をもってお申込みいただきますようお願いいたします。

助成利用についての問合せは、当協会まで→

一般財団法人 千葉県社会保険協会  
043-233-3971